

豊橋市空家等相談窓口構築及び運営業務プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 業務名 豊橋市空家等相談窓口構築及び運営業務
- (2) 業務内容 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業務期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (4) 業務場所 豊橋市が指定する場所
- (5) 契約上限金額 金 2,200千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格

プロポーザルの参加資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各項に掲げる要件をすべて満たすこととする

- (1) プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

- ア 令和6・7年度豊橋市入札参加資格者名簿の業種「中分類：コンピュータサービス」として登録されていること。

- イ 同種業務^{※1}についての実績を過去5年^{※2}以内に有すること。

- ※1 同種業務とは、空家所有者の相談窓口を開設し、空家の解決を図る業務であり、次のいずれかの場合とする。

- a 地方公共団体と契約又は協定を結んでいる。

- b 本プロポーザルの公告の日時点で、「豊橋市空家等対策協力事業者情報提供実施要綱」に基づく情報登録事業者のうち①空家に関する総合相談に登録がある。

- ※2 過去5年とは、平成31年4月1日から公告の日までを加えた期間とする。

- (2) 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間において、次の各号に掲げる要件をすべて満たすこと。

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。

- イ 「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。

- ウ 「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。

- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更生手続開始又は再生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。

3 担当部署

〒440-8501

愛知県豊橋市今橋町1 豊橋市建設部建築物安全推進課

電話：0532-51-2561

ファックス：0532-56-3815

電子メールアドレス：kenchikuanzen@city.toyohashi.lg.jp

4 参加意向申出書の作成要領

(1) 参加意向申出書の様式

参加意向申出書の様式は（様式1）に示すとおりとする。

(2) 参加意向申出書の作成及び記載上の留意事項

応募者の会社概要（様式2-1）並びに応募者における同種業務の受注実績について、業務実績表（様式2-2）に記載すること。なお地方公共団体と契約又は協定を結んでいる場合、業務実績表に記載した業務の契約書の写し及び業務内容が確認できる書類（業務仕様書の写し等）を添付すること。

5 参加意向申出書の提出及び提出期限

(1) 提出期限

令和6年6月17日（月）午後5時必着

(2) 提出場所

3 担当部署と同じ

(3) 提出部数

各1部 ※提出書類は全てA4サイズ 縦 左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。

(4) 提出方法

応募者の持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）に限る。

(5) 提出書類等

ア 参加意向申出書（様式1）

イ 4（2）において必要とする添付書類

6 参加意向申出に関する質問及び回答

参加意向申出書の提出に関する質問の受付及び回答については、次による。

(1) 提出期限

令和6年6月4日（火）午後5時必着

(2) 提出場所

3 担当部署と同じ

(3) 提出部数

1部

(4) 提出方法

質問書（様式3-1）に質問事項を記載し、応募者の持参、郵送（書留郵便に限る）、ファックス又は電子メールにより提出すること。なお、ファックス又は電子メールにて提出する場合は、電話にて令和6年6月4日（火）午後5時までに到達確認を行うこと。

(5) 回答 令和6年6月6日(木)

本市ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/58410.htm>

7 提案書の提出を要請する者の確認

提案資格の有無を確認後、「提案資格確認結果通知書(様式4)」により、提案書等の提出について通知する。

※令和6年6月18日(火) 発送予定

8 提案書の作成及び記載上の留意事項

(1) 提案書の提案項目

提案は①システムの安全性確保について、②配置予定相談員の実績と体制について、③相談者の利便性について、④協力事業者の体制構築等について、⑤効果的な独自提案等についての5項目とする。なお、評価項目・評価基準は「18 評価項目・評価基準」のとおりとする。

(2) 提案書作成上の基本事項

プロポーザルは業務における取組み方法について提案を求めるものであり、当該業務内容についての文章を補完するための最小限のイラスト、イメージ図の使用は可能であるが、提案の内容が具体的に表現されたものを求めるものではない。業務に係る作業は、豊橋市との契約後に、提案書に記載された内容を反映しつつ、仕様書及び豊橋市が提示する資料に基づいて、協議のうえ開始することとする。

(3) 提案書記載上の留意事項

ア 提案は、文章での表現を原則とし、基本的な考え方を簡潔に記述すること。

イ 視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限な範囲においてのみ認めるが、具体的な設計の内容を表現しないこと。

ウ 提案書に提案者を特定することができる内容(社名等)を記述しないこと。

エ 提案書は、定められた様式に従い記載し提出すること。書類サイズは原則A4サイズとし、使用する文字の大きさは10.5ポイント以上とするが、図表等では他のポイントを使用してもよい。

※違反事項の取り扱いにおいて

(2)(3)に違反した場合は、該当部分は評価委員の評価においてマスキングし、プレゼンテーションでは使用不可とする。

9 提案書の作成要領

提案書の様式は次に示すとおりとする。

(1) 業務の各提案、業務実施スケジュール、システム構築業務実施体制を記述する。

ア 提案書(様式5-1)

イ 業務実施スケジュール(様式5-2)

ウ システム構築業務実施体制(様式5-3)

(2) 参考見積及び見積金額内訳書(様式は任意とするが、業務内容に関わるものが分かるようにすること)

(3) 提案書の無効

提案書について、この要領及び所定の様式に示された条件に適合しない場合は、提案を無効とすることがある。

1 0 提案書等の提出方法

(1) 提出期限

令和6年7月12日（金）午後5時必着

提出期限後に到着した提案書は無効とする。

(2) 提出場所

「3 担当部署」と同じ

(3) 提出部数

ア 提案書（様式5-1～5-3） 10部（正本1部、副本9部）

※正本、副本ともにA4サイズ・縦長・左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。副本には提案者名が特定できるような記述をしないこと。

イ 参考見積書及び見積内訳書（様式は任意） 各1部

(4) 提出方法

応募者の持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）に限る。

1 1 提出された提案書等の取扱い

(1) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。なお、本プロポーザルの契約候補者特定結果に関する公表その他市が必要と認めるときは、市は提案書等の全部または一部を提案者と協議のうえ、無償で使用できるものとする。

(2) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、「豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）」に基づき、同条例第12条第1項または第2項による意見書提出の提案及び提出書類を公開する場合があるものとする。

(3) 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の選定以外の目的では使用しない。

(4) 提出された提案書等は、返却しない。

(5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

1 2 実施要領、仕様書等に対する質問及び回答

(1) 提出期限

令和6年6月24日（月）午後5時必着

(2) 提出場所

「3 担当部署」と同じ

(3) 提出部数

各1部 ※提出書類は全てA4サイズ 縦 左綴（2穴）ファイリングにより提出すること。

(4) 提出方法

質問書（様式3-1）に質問事項を記載し、応募者の持参、郵送（書留郵便に限る）、ファックス又は電子メールにより提出すること。なお、ファックス又は電子メールにて提出する場合は、電話にて令和6年6月24日（月）午後5時までに到達確認を行うこと。

(5) 回答 令和6年6月28日（金）

本市ホームページ上に掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/58410.htm>

1.3 評価の方法及び契約候補者の特定

提出された提案書等について、「豊橋市空家等相談窓口構築及び運営業務プロポーザル評価委員会」において下記のように評価を実施し、最も優れている提案者を契約候補者として特定し、契約締結に向けた手続を行う。

(1) 審査（プレゼンテーション、ヒアリング）

日程 令和6年7月23日（火）

時間、場所及び留意事項等については令和6年7月16日（火）までに別途通知する。

なお、出席者は2名以内とし、ヒアリング時間は1者あたり20分（説明10分、質疑10分）を予定している。オンラインによるプレゼンテーション、ヒアリングを希望する場合は、提案書提出時に連絡をすること。

(2) 評価項目・評価基準

18評価項目・評価基準による。

(3) 契約候補者の特定

ア 提出された提案書等を審査し、最も優れている提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続を行う。

イ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとする。

ウ 委員の得点の平均値が50点に満たない者は、契約候補者として特定しない。

エ 契約候補者と契約締結に至らなかった場合は、次順位の者（最低基準点を満たしている者に限る。）を新たな契約候補者として手続を行うものとする。

オ 各委員の合算した得点が高かった場合の対応

(1) 審査項目「②配置予定相談員の実績と体制について」の点数が高い者を上位とする。

(2) (1)も同点の場合は、審査項目「③相談者の利便性について」と審査項目「④協力事業者の体制構築等について」の合計が高い者を上位とする。

(3) (2)も同点の場合は、評価表の各得点を参考に評価委員の合議により契約候補者を特定する。

1.4 評価結果に関する事項

(1) 結果通知書

契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を書面「結果通知書（様式6）」により通知する。

※令和6年7月24日（水）発送予定

(2) 評価結果の公表

提案書の特定をされた者及び特定理由については、特定後に「豊橋市空家等相談窓口構築及び運營業務プロポーザル契約候補者の特定について（様式7）」を豊橋市建設部建築物安全推進課内において配置し、これを閲覧させること及び本市ホームページにおいて公表する。

<https://www.city.toyohashi.lg.jp/58410.htm>

(3) 非特定理由についての説明の請求

特定されなかった者は、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

(4) 非特定理由についての説明の請求先

「3 担当部署」と同じ

(5) 請求期間

令和6年7月31日（水）午後5時までとする。

(6) 回答

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して5日以内に書面により行う。

1.5 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

(1) 実施要領に示した提案資格を有しない者の提案

(2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

(3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

(4) 見積金額が契約上限金額を超える提案

(5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

1.6 契約の締結

(1) 本プロポーザルによって契約候補者を特定し、当該業務に係る見積書徴取の相手方とする。

(2) 契約条項及び業務仕様は、特定した契約候補者の提案書による提案内容について契約上限金額の範囲内で協議し、確定するものとする。

(3) 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、次点の者から順に繰り上がるものとする。

ア 「2 プロポーザルに参加する者に必要な資格」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき

イ 提案資格または提案内容が無効となったとき

ウ その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

1.7 その他

(1) 参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式8）を提案者の持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで）又は郵送により速やかに提出すること。

(2) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。

(3) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は、認めないものとする。

- (4) 電子メール等の通信事故について、豊橋市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、豊橋市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (6) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (7) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。

18 評価項目・評価基準

○評価項目

審査項目		評価ポイント	配点
業務実施能力	①システムの安全性確保について	・情報セキュリティ対策が行われた、安全なシステム開発及び管理について。	15点
	②配置予定相談員の実績と体制について	・【実績】相談員の業務に関する実務経験について。 ・【体制】様々な相談要望等に対し、迅速・的確に対応する体制について。	20点
相談窓口の利用に効果的な取組	③相談者の利便性について	・相談者の視点から、誰もが利用しやすい工夫や取組について。	20点
	④協力事業者の体制構築等について	・協力事業者の募集方法及びその体制の維持・更新等の管理方法について。	20点
より効果を発揮する提案内容	⑤効果的な独自提案等について	・本業務における空家問題の解決に、より効果が期待できる独自の取組や自主事業等について。	15点
	⑥業務実績	※ ¹ 下記「1業務実績の採点」を参照	5点
	⑦参考見積金額	※ ² 下記「2見積金額の採点」例を参照	5点
合 計			100点

○評価基準

※1 業務実績の採点

同種業務の実績

- a 地方公共団体と契約又は協定を結んでいる場合 5件以上は5点、4件以下はその件数が評価点
- b 情報登録事業者のうち①空家に関する総合相談に登録がある場合 1点

※2 見積金額の採点例

提案者の参考見積金額のうち、最低額を5点とし、他の提案者を相対的に評点していく。

例) A事業者(300万円)、B事業者(400万円)の2者とした場合

A事業者・・・5点

B事業者・・・5点 × (A事業者の見積額) ÷ (B事業者の見積額) = 4点(小数点四捨五入)

・提案者の順位決定方法例(評価委員5名の場合の例)

1 評価委員の持ち点(100点)を合算した値(満点)の5割を最低基準点とし、各委員の得点を合算した値が最低基準点に満たない者は、契約候補者として特定しない。

2 得点と同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。

(1) 審査項目②の点数が高い者を上位とする。

(2) (1)も同点の場合は、審査項目③と審査項目④の点数の合計が高い者を上位とする。

(3) (2)も同点の場合は、評価表の各得点を参考に評価委員の合議により契約候補者を特定する。